

国官技第39号
令和元年6月4日

各地方整備局企画部 総括技術検査官 殿
工事品質調整官 殿
北海道開発局事業振興部工事管理課 工事評価管理官 殿
内閣府沖縄総合事務局開発建設部 総括技術検査指導官 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長

**施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）
の改定について**

施工者と契約した第三者による品質証明の試行については、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」（平成25年2月28日付け国地契第73号、国官技第245号、国北予第46-2号）を通知しているところであるが、別紙のとおり「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」を改定したので通知する。

なお、本通知は、令和元年6月4日以降に適用する。